第4号様式（第5条関係）

（用紙の大きさは、縦60ミリメートル、横85ミリメートルとする。）

（イ）　法第19条の2第2項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定による証票の場合

（表面）

第　　号

令和　　年　　月　　日交付

漁港漁場整備法第19条の2第2項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定による証票

写　真

職　　名

氏　　名

生年月日

（裏面）

漁港漁場整備法（抄）

第19条の2　地方公共団体又は国は、第17条第1項又は前条第1項の規定により特定漁港漁場整備事業を施行しようとする場合において、特定漁港漁場整備事業計画を定めるために必要があるときは、5日前にその所有者又は占有者に通知して、他人の土地又は水面に立ち入り、測量又は検査をすることができる。

2　前項の規定による立入りをする者は、その身分を示す証票を携帯しなければならない。

3　（略）

4　前3項の規定は、第17条第10項又は前条第4項の規定による特定漁港漁場整備事業計画の変更をしようとする場合について準用する。

（ロ）　法第19条の3第3項において準用する法第19条の2第2項（法第19条の3第6項において準用する法第19条の2第4項において準用する場合を含む。）の規定による証票の場合

（表面）

第　　号

令和　　年　　月　　日交付

漁港漁場整備法第19条の3第3項において準用する同法第19条の2第2項（同法第19条の3第6項において準用する同法第19条の2第4項において準用する場合を含む。）の規定による証票

写　真

（漁港漁場整備法施行規則の一部改正）

第十六条　漁港漁場整備法施行規則（昭和二十六年農林省令第四十七号）の一部を次のように改正する。

別記第四号様式を次のように改める。